

一、本會ノ綱領ヲ賛成シ獻身努力スル者ヲ以テ會員トス、  
一、本會ハ全國ニ支部ヲ置キ、支部ハ拾名以上ノ會員ニ  
ヨリ組織サレ、常ニ本部ト聯絡ヲ保チ一致ノ行動ヲ  
取ルモノトス、

一、本會ハ毎年一回、定時總會ヲ開催ス、

一、本會ノ役員ハ書記長及書記拾名トス、

一、本會ノ役員ハ大會ニ於テ選舉セラル、モノトス、

一、本會ノ事業ハ書記長及書記之レヲ行フ、

一、本會ハ機關雜誌ヲ發行シテ會員ノ親睦ヲ計リ、且人  
格ノ向上ニ努ム、

一、本會ハ目的ヲ達センガ爲メニ生ジタル犠牲者ニ對シ  
テハ生活ノ保證ヲ與フ、

一、本會ハ左ノ五部ニ分ツ、

總務部、宣傳部、出版部、調査部、共濟部、

一、會員ハ會務ニ就キテ提案發議ノ權利ヲ有ス、

一、會員ハ會則ノ定ムル處ニヨリ會費納入ノ義務ヲ負フ、

(但シ會費一ヶ月金拾錢トス)

一、會員ニシテ會ノ體面ヲ穢シタル時ハ大會又ハ役員會  
ノ決議ニヨリ除名サル、モノトス、

一、本會一切ノ經費ハ會員ノ會費、醱金及出版部ノ收入  
ニヨルモノトス、

一、本會ハ金錢又ハ物品ノ寄附ヲ受クルコトアルベシ、

一、會則ハ大會ノ決議ニヨリ變更スルコトヲ得、

大正六年十月結社

## 日本勞働協會本部

東京市外大井鈴ヶ森

電話大森一〇〇一番

振替東京一二八七四番